

平成 27 年 12 月 7 日

門司税関インターネット公売ガイドライン

前文

門司税関が実施するインターネット公売とは、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の規定に基づき、滞納国税（関税、とん税及び特別とん税を含む。以下同じ。）を徴収するために、門司税関長又はその管内の税関支署長、税関出張所長若しくは税関支署出張所長（以下「税関長等」という。）が滞納処分により差し押さえた財産を、競り売りの方法により売却するものです。

具体的には、門司税関から委託を受けたヤフー株式会社（以下「オークション会社」という。）が、競り売人として、同社が運営する官公庁オークションサイトにおいて、公売財産の買受申込みの受付けを行い、最高額で買受申込みをした者を、税関長等が最高価申込者として決定し、その者に対して売却決定をした上で、買受人として定める公売の方法です。

門司税関が実施するインターネット公売に参加していただくには、法令に基づく公売手続及び官公庁オークションサイトを利用していただくための規約について記載した以下の門司税関インターネット公売ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）をよくお読みいただき、全ての条項について同意していただく必要があります。